

千葉市水辺環境保全推進員設置要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市水辺環境保全推進員設置要綱（以下「要綱」という。）で定める推進員の制度について、適切かつ円滑に運用できるよう、要綱第11条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

(情報提供及び公表)

第2条 要綱第3条第3号又は第4号の規定による情報提供は各年度の3月31日までに
行うものとする。

2 市長は前項で提供された内容をホームページ等で公表することができる。

(定数の選定基準)

第3条 要綱第4条に規定する定数を超える申し込みがあつた場合には、要綱第3条第1号から第4号に規定する各活動の累積経験年数がより多い者を選定する。

(推進員の要件)

第4条 推進員は次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 満15歳に達した以後の最初の4月1日が経過した者であること。
- (2) 要綱第3条第1号から第4号に規定する活動のうち、1つ以上の活動を現に実践していること。
- (3) 要綱第3条第1号から第4号に規定する活動のうち、3つ以上を実践すること。
- (4) 対象の水域において、共に活動する者がいること。
- (5) 要綱第7条第3号の規定により市長が解嘱した者にあつては、当該解嘱の日から2年を経過した者であること。
- (6) 要綱第6条第1項第1号の規定による団体代表者の推薦を受けた者にあつては、当該推薦が、その推薦時点において要綱第7条第3号の規定により解嘱され、当該解嘱の日から2年を経過しない者（以下「解嘱者」という。）からのものでないこと。

(委嘱)

第5条 推進員への就任を希望する者は千葉市水辺環境保全推進員申込書（別記様式1）を市長に提出するものとする。ただし、推進員への就任を希望する者が未成年の場合は、親権者又は後見人の同意書（別記様式2）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者のうち、要綱第6条第1項第1号に規定する団体代表者の推薦又は同項第2号に規定する町内自治会の推薦を受けたものは、申込時に千葉市水辺環境保全推進員推薦書（別記様式3）を市長に提出するものとする。

なお、過去に推薦書を提出したことがない団体が推薦書を提出するときは、団体経歴書（別記様式4）をあわせて提出するものとする。

- 3 要綱第6条第1項第3号に規定する別に定める者は、第4条第1号から第5号のすべてを満たす者とする。

（変更・辞任等）

第6条 推進員は要綱第6条第1項の規定による委嘱の後に氏名等に変更が生じたとき又は要綱第7条第1号若しくは同第2号の事由が生じたときは、千葉市水辺環境保全推進員変更・辞任届（別記様式5）を市長に提出するものとする。

（報償金）

第7条 要綱第9条の規定による報償金の額は年2万円とする。ただし、任期の途中で要綱第7条各号のいずれかに基づく解嘱が生じた場合の報償金の額は、解嘱した日の属する月までを活動月とし、報償金の額に活動月数を乗じ、12で除して得た額とする（1円未満は切り捨てとする。）。

また、任期の途中で推進員を委嘱した場合の報償金の額は、委嘱日が各月の1日でない場合には当該月を活動月とせず、上記と同様に算定するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、水辺環境保全推進員制度実施要領（平成30年4月1日施行）の全部を改正するものであり、令和2年1月1日から施行する。

- 2 改正前の要綱により委嘱した推進員については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月17日から施行する。